

#### 4 宮津市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の予定について

【報告の概要】		【政策等の背景・報告までの経過】																																											
<p>◆専決内容の主旨・目的</p> <p>国民健康保険に係る被保険者間の保険税負担の公平性の確保、中低所得層の保険税負担の軽減を図るとともに、子ども・子育て支援金制度の創設による子育て世帯等の負担を軽減するため、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日までに公布予定であることから、本条例の一部改正を専決処分により行うもの。</p> <p>◆専決内容の概要</p> <p>I 課税限度額の見直し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国民健康保険税構成要素</th> <th colspan="2">課税限度額</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分基礎課税額</td> <td>66万円</td> <td>67万円</td> <td>+1万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額</td> <td>26万円</td> <td>26万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>介護納付金課税額</td> <td>17万円</td> <td>17万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援納付金課税額</td> <td>—</td> <td>3万円</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109万円</td> <td>113万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>II 低所得者に係る保険税軽減の拡充</p> <p>&lt;改正前&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>軽減判定所得（軽減の対象となる所得の基準）〔以下〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減</td> <td>基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+30.5万円×（被保険者数）</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+56万円×（被保険者数）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>&lt;改正後&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>軽減判定所得（軽減の対象となる所得の基準）〔以下〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減</td> <td>基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+31万円×（被保険者数）</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+57万円×（被保険者数）</td> </tr> </tbody> </table> <p>III 子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの被保険者の均等割額を全額減額とする。</li> <li>・18歳以上被保険者均等割について低所得者に係る軽減及び出産被保険者に係る軽減を適用する。</li> </ul> <p>◆施行日 令和8年4月1日</p>		国民健康保険税構成要素	課税限度額		増減	改正前	改正後	医療分基礎課税額	66万円	67万円	+1万円	後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	—	介護納付金課税額	17万円	17万円	—	子ども・子育て支援納付金課税額	—	3万円	新設	合計	109万円	113万円			軽減判定所得（軽減の対象となる所得の基準）〔以下〕	7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）	5割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+30.5万円×（被保険者数）	2割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+56万円×（被保険者数）		軽減判定所得（軽減の対象となる所得の基準）〔以下〕	7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）	5割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+31万円×（被保険者数）	2割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+57万円×（被保険者数）	<p>・令和7年12月26日 令和8年度税制改正の大綱 閣議決定</p> <p>・令和8年2月 宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問 宮津市国民健康保険運営協議会から市長に答申</p> <p>・令和8年3月末 公布予定 地方税法施行令等の一部を改正する政令</p>	
国民健康保険税構成要素	課税限度額		増減																																										
	改正前	改正後																																											
医療分基礎課税額	66万円	67万円	+1万円																																										
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	—																																										
介護納付金課税額	17万円	17万円	—																																										
子ども・子育て支援納付金課税額	—	3万円	新設																																										
合計	109万円	113万円																																											
	軽減判定所得（軽減の対象となる所得の基準）〔以下〕																																												
7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）																																												
5割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+30.5万円×（被保険者数）																																												
2割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+56万円×（被保険者数）																																												
	軽減判定所得（軽減の対象となる所得の基準）〔以下〕																																												
7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）																																												
5割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+31万円×（被保険者数）																																												
2割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+57万円×（被保険者数）																																												
【市民参加の状況】		<p>・宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問</p>																																											
【政策等の効果及び費用】		<p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税限度額の見直しに伴う影響 17世帯：約17万円増加</li> <li>・低所得者軽減の拡充に伴う影響 11世帯：約48万円減少</li> </ul>																																											
【他の自治体の類似する政策との比較】																																													
担当課・係		添付資料																																											
税務・国保課 国保年金係 (45-1616)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法施行令の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要</li> </ul>																																											

# 地方税法施行令の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要

## ■改正内容

I 国民健康保険税の課税限度額について、次のとおりとする。

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げる。（→①）
- (2) 令和8年度から施行される子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円とする。（→②）

II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

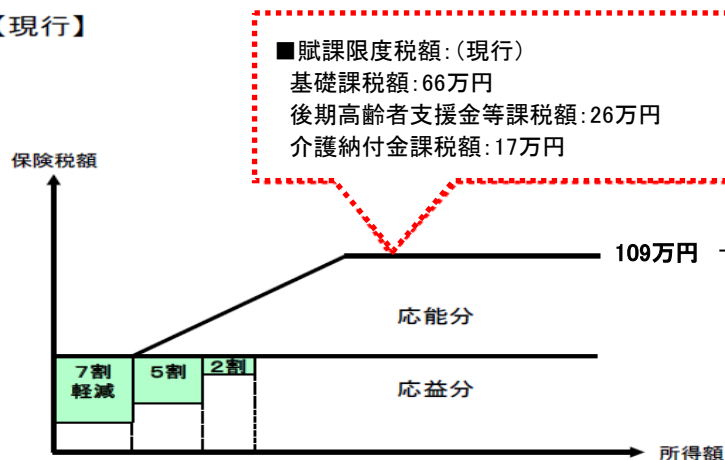
- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げる。（→③）
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げる。（→③）

III 子ども・子育て支援納付金課税が課税額に係る減額

- (1) 18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの被保険者）の均等割額を全額減額とする。
- (2) 18歳以上被保険者均等割について、「低所得者に係る軽減（7割・5割・2割）」及び「出産被保険者に係る軽減」を適用する。

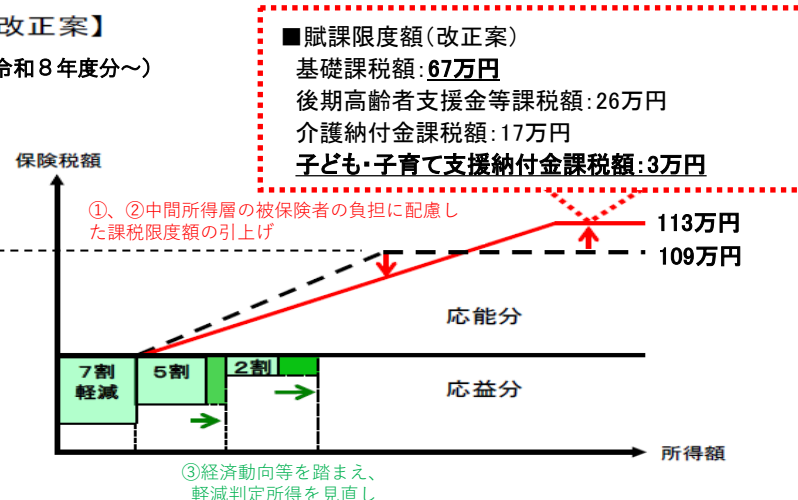
令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について、①課税限度額の引上げ ②子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額に設定 ③5割軽減・2割軽減の基準額見直しを行う。

### 【現行】



### 【改正案】

(令和8年度分～)



#### ■ 軽減判定所得（現行）

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

5割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

＋30.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

＋56万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

#### ■ 軽減判定所得（改正案）

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

5割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

＋31万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

＋57万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）